

## 日常生活用具費の支給要件の変更

障害者(児)、難病患者等の方を対象とした日常生活用具費の支給について、支給要件の一部が変更となりました。

### ○変更内容(下線部分を追加)

種目	変更項目	変更後の内容
情報・通信支援 補助用具	支給可能商品	パーソナルコンピュータ・ <u>スマートフォン・タブレット</u> の周辺機器、アプリケーションソフト及び受信機器
頭部保護帽	障害及び程度	知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者または自傷行為を行う者
		平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する者
		<u>精神障害者保健福祉手帳1級で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</u>
聴覚障害者用 通信装置	支給可能商品	主にファクシミリ(複合機を含む)

※詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

○神戸市福祉局障害者支援課 TEL333-3330(代) Fax322-0393

### ○お住まいの区の区役所保健福祉課

東灘 ☎841-4131 Fax851-9333	長田 ☎579-2311 Fax579-2343
灘 ☎843-7001 Fax843-7018	須磨 ☎731-4341 Fax735-8159
中央 ☎335-7511 Fax335-7919	北須磨 ☎793-1212 Fax795-1140
兵庫 ☎511-2111 Fax511-7006	垂水 ☎708-5151 Fax709-6006
北 ☎593-1111 Fax594-0934	西 ☎940-9501 Fax990-2521
北神 ☎981-5377 Fax984-2334	玉津 ☎965-6400 Fax926-1300